事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
1. 基盤的保険者機能関係		
○現金給付の適正化の推進		
・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。	・事業主への立入検査を行う事案は発生しなかった。また、資格取得から60日以内に請求のあった傷病手当金申請の審査の強化を行った。	O
・傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。	・併給調整を確実に実施するために事務処理手順書に基づき、システムに照射される年金情報の確認を徹底するなど、確実に実施した。	
○効果的なレセプト点検の推進		
・内容点検は、自動点検システムの活用や点検員のレベルアップ、査定事例などの情報収集、支払基金との協議強化などの取り組みを「内容点検効果向上計画」を策定することで一体的に管理・運用し点検効果額の向上を目指す。 【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。	・内容点検は、数値目標(再審査請求件数、診療内容等査定効果額等) を設定するとともに、目標達成のための行動計画を策定して進捗管理 を行った。点検員のスキルアップ及び自動点検等システムの充実を図 り的確な点検を実施した。 【KPI】 0.489% (30年9月末時点) 【参考】前年同月比:+0.058% 29年度末比:+0.044%	©
○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化		
・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。	した。「即位ころかし」による週剰気診に対する照気は宿子できな	Δ

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
〇返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進		
・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者 に対する返納催告を行うことを徹底する。	・初回催告を日本年金機構の資格喪失処理日から6営業日、第2回目 催告を15営業日、第3回目を25営業日として計3回の催告を実施し た。	
・事業主や加入者に対しては、資格喪失後(または被扶養者削除後)は保険証を 確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員 研修会等を通じ周知を行う。		
・保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証 添付について周知を行う。	・保険証未回収の多い事業所に対し、毎月定期的に「保険証回収依頼 文書」を送付し周知を行った。(送付事業所:129事業所)	
・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、弁護士催告、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。	・	0
・ 資格喪失後受診による返納金債権については、保険者間調整のスキームを積極 的に活用し、回収に努める。	・保険者間調整の案内文書を積極的に活用し、回収に努めた。	
・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して 早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。	・納期限経過後も未回収の損害賠償金については、損害保険会社に対し早期の折衝を図り回収に努めた。	
【KPI】① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 96.8%以上とする。	【KPI】① 94.51%(30年9月末時点)	
② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前 年度以上とする。	【KPI】② 31.09%(30年9月末時点)	
③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前 年度以下とする。	【KPI】③ 0.055%(30年8月末時点)	
〇サービス水準の向上		
・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。	・「3コール以内の受話」「お客様に寄り添った会話」を意識した サービスに努めた。	
・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料の現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。 その他の現金給付についても速やかに支給決定に努める。		0
・申請手続きは、郵送でも出来ることを各種広報や各種研修会等において周知し、お客様の利便性の向上を図る。 【KPI】① サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を70.0%以上とする。	・全申請書のうち占有率の高い「限度額適用認定申請書」に注目し、 医療機関を訪問して、お客様の利便性について説明を行い郵送による 提出案内の協力を依頼した。 【KPI】② 69.7% (30年4月~30年10月)	

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
○限度額適用認定証の利用促進		
・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする。	・チラシやリーフレットによる利用促進の広報を行うとともに、県内 の主要医療機関を訪問し利用促進の協力依頼を行った。	0
〇被扶養者資格の再確認の徹底		
・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への 勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.5%以上とす る。	はなく調査には至らなかった。	0
2. 戦略的保険者機能関係		
○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 「健康経営推進事業(コラボヘルス事業)」を柱とし、事業所単位では、「健康経営宣言事業所数」の拡大を図ると共に、宣言された事業所には、健康度の見える化ツール「健康度カルテ」の配布を行い、事業主・事業所の行動変容につなげる。個人単位では、「健康経営宣言事業所」・「コラボヘルス取組事業所」の被保険者、特定保健指導対象の被保険者に対して、経年変化、協会からのアドバイスなどを入れた「健康度カルテ:個人版」の配布を行い、健康づくりへの行動変容につなげる。 また、本部が導入予定としている支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートについては、支部独自作成の「健康度カルテ」からのスムーズな移行とさらなる活用につなげる。	・健康経営宣言事業所については、電話勧奨の実施により着実に増加している。 (9月末現在 1,736事業所) ・健康度カルテの発行、宣言事業所へ提供。 ・支部独自の健康度カルテからスコアリングレポートへの移行については未 実施。	Δ
〇データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施上位目標:健康経営(コラボヘルス)の推進により、加入者の健康度を向上する。特定保健指導実施者の改善率平成35年度末目標:40%(H28:34%)		

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上		
○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 82,002人) ・生活習慣病予防健診 実施率 57%(実施見込者数: 46,741人) ・事業者健診データ 取得率 12%(取得見込者数: 9,840人) ○被扶養者(受診対象者数: 20,716人) ・特定健康診査 実施率 22%(実施見込者数: 4,558人)	 ・実施率28.3%(実施数23,189人) 前年上期実施率27.9%(実施数22,274人) ・取得率4.3%(取得数3,518人) 前年上期取得率7.4%(取得数5,899人) ・実施率8.7%(実施数1,808人) 前年上期実施率8.4%(実施数1,681人) 	Δ
○健診の受診勧奨対策 事業所対策 ・鳥取県、労働局などと連携し、「健康経営」を通じ、健診受診勧奨と事業者健診データの取得促進 ・事業所への訪問・電話勧奨の実施による生活習慣病予防健診の受診勧奨 ・新規事業所・加入者への月次による健診案内通知 ・業態に合った受診勧奨及びデータ提供依頼実施 被扶養者対策 ・特定健診受診率等の分析にもとづく、効果的な未受診者への受診勧奨 ・市町村、関係機関と連携し、「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の推進 東野村の集団検診における世間内報	・鳥取県・労働局との連名により事業者健診データ取得および健康保険委員・健康づくり宣言勧奨を実施。併せて電話勧奨を外部委託により実施した・健診機関におけるJA施設での生活習慣病予防健診に周辺事業所への案内を行ったうえで電話勧奨も実施した・新規適用事業所及び被扶養者への案内を毎月実施した・・素内文書に地域の健康課題を示すことで未受診者の受診行動につなげる勧奨を行った。	0

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応		
○被保険者(受診対象者数: 10,824人)・特定保健指導実施率 29%(実施見込者数: 3,139人)(内訳)協会保健師実施分27%(実施見込者数: 2,922人アウトソーシング分 2%(実施見込者数: 216人))○被扶養者(受診対象者数: 446人)・特定保健指導・特定保健指導実施率 4%(実施見込者数: 17人)	・実施率10.6% (実施者数1,149人) 前年上期実施率11.6% (実施者数1092人) ・すべて協会保健師実施分、アウトソーシングについては評価実施分は現在0件 ・実施率0.7% (実施者数3名) 前年上期実施率1.3%(実施者数6名)	Δ
 ○保健指導の受診勧奨対策 特定保健指導受診勧奨対策 ・平成30年度制度改正に合わせ、健診実施機関と連携し、健診受診日の初回面談の実施 ・特定保健指導の外部委託化 ・特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨 ・業態別の特性を活かした案内文書による特定保健指導実施拡大 ・被扶養者の特定保健指導未実施者への直接勧奨 特定保健指導中断者対策 	・国民健康保険智頭病院と連携実施。他機関は健診当日のマンパワーが足りないため後日実施 ・健診機関以外の外部委託について下期に締結 ・特定保健指導の案内文書を見直し勧奨を実施した ・運輸業でのモデル実施である初回面談重視型指導について下期に実施 ・特定保健指導対象者へは随時利用券の発行を行い同時に勧奨文書にて 直接勧奨を実施	0
・平成30年度制度改正に合わせ、新たな特定保健指導の手法を検討・実施特定保健指導による改善率の向上 ・支部内研修等による保健師・管理栄養士のスキルアップ ・指導終了後のフォローアップ実施 【KPI】 特定保健指導の実施率を28.0%以上とする	・運輸業でのモデル実施に併せて支部保健師と2名体制での特定保健指導を行い東部地区の保健師・管理栄養士のスキルアップを図った	

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 540人 ○重症化予防事業 ・医療機関受診につながる効果的な文書勧奨手法を検討・実施 ・かかりつけ医と連携した糖尿病の重症化予防の取組を検討・実施 ・市町村など関係機関と連携した糖尿病予防セミナーの実施 【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする	・二次勧奨文書の見直しを行い、血糖・血圧リスクごとに見やすくわかりやすい案内を作成し勧奨を実施した。 ・鳥取県主導で検討会議を毎月実施し、プログラム策定チームに支部保健師が参画した。	0
iv) 健康経営 (コラボヘルスの推進) ○鳥取県との「健康経営マイレージ事業」の推進 ・宣言事業所 平成30年度末目標 1,800事業所:300事業所増 (平成35年度末目標 3,000事業所) ・オール鳥取の視点による事業の見直し ・県、市町村他関係機関との連携の強化・拡大 ○宣言事業所に対するフォローアップ→コラボヘルス事業 ・健康度カルテ ・健康経営通信 ・健康づくりメニュー ・表彰制度(支部長、県知事) ・健康経営セミナー ・独自取組の収集・発信「事例集」 ・金利優遇制度 など	・宣言事業所については、電話勧奨の実施により着実に増加している。 (9月末現在 1,736事業所) ・県との共催による健康づくり担当者研修会の開催。(東部・中部・西部) ・琴浦町との共催による健康経営推進トップセミナーの開催。(8/21) ・健康度カルテの発行、宣言事業所へ提供。 ・支部長表彰の実施。(14事業所) 知事表彰推薦(4事業所) ・事例集の作成 15事業所の事例を紹介。各種研修会資料として活用、健康 保険委員に送付。	0

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャネルを使い広報を進める。特に、本年度実施のインセンティブに係る部分においては、料率にもかかわるため丁寧な広報を実施する。健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報、研修会などにより、積極的に周知を進める。・健康保険委員委嘱者数 平成30年度末目標 2,300事業所:200事業所増(平成35年度末目標 3,000事業所)・健康宣言事業所 平成30年度末目標 1,800事業所:300事業所増(平成35年度末目標 3,000事業所)・けんぽ便りとっとり 年4回・健康経営通信 年4回・健康経営通信 年4回・5月:従業員の健康管理促進セミナー・10月:健康経営実践セミナー・10月:健康経営実践セミナー・11月:年金委員・健康保険委員合同研修会・2月:お薬セミナー	・健康保険委員委嘱者数については、電話勧奨の実施により着実に増加している。 (9月末現在 2,348事業所) ・宣言事業所については、電話勧奨の実施により着実に増加している。 (9月末現在 1,736事業所) ・けんぽ便りとっとり 4月・8月発行。 ・健康経営通信 5月・9月発行。 ・き月:従業員の健康管理促進セミナー改め、7月に県との共催による健康づくり担当者研修会の開催。(東部・中部・西部) ・7月に第1回鳥取支部評議会の開催。 ・9月に第1回健康づくり推進協議会の開催。	0
評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業の理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。(評議会:年6回、健推協:年2回) 【KPI】① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を68.0%以上とする。	【KPI】の実績について ①については、加入者を対象とした理解度調査を実施予定。 ②については、電話勧奨の実施により着実に増加している。	
〇ジェネリック医薬品の使用促進 薬剤師会との連携を進め、継続事業(健診受診勧奨)に加え、ジェネリック医薬品の促進、お薬手帳の推進、適切なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。 ・希望シール、Q&Aなど広報物の配布 ・軽減額通知の発送 ・本部提供ツール(ジェネリックカルテ)の活用 ・お薬セミナー、研修会などでの講演 ・薬剤師会の協力による広報掲載 【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を76.9%以上とする。		Δ

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
○調査研究、及び医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ ・医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 ・同様に、鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 ・加入者、事業主、関係機関の視点に立った新しい視点の分析 ・加入者・事業主へのアンケート・意識調査 ・鳥取大学などの学術機関との監修による信頼性の担保 ・健康課題の抽出と効果的な対策の実施 ・分析結果の発信 加入者・事業主へのわかりやすい広報 外部会議、医療関係者へ発表・提言 【KPI】① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用 者保険者の参加率を100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用 した効果的な意見発信を実施する	・有初検率の分析。 男女別・年齢別・業種別・規模別の分析。 ・定期的通院者と特定健診受診者の相関性の分析。 ・健康経営の効果分析(琴浦町)の先行実施。 ・市町村別・業種別健康度ランキングを発信。(ホームページ・メルマガ)・第2期データヘルス計画策定により、男性の血圧値減少が課題。 【KPI】の実績について ①については、第1回鳥取県東部圏域地域医療構想調整会議、第1回鳥取県西部圏域地域医療構想調整会議へ出席。参加率100%。 ②については、会議における議題の関係上、意見発信に至っていない。	Δ
3. 組織体制関係		
〇リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定し、確実に実施 ・不断の点検による各種規程の遵守 ・点検を通した個人レベルでのリスク管理の意識醸成と遵守を徹底 ・アクセス権限、パスワードなど自己管理状況を常時点検	・年間計画を策定し、各種委員会および自主点検(上期3回)を実施した。 コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会は上期において2回実施した。	0
 ○戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成 ・本部指定の研修に、支部独自の研修を加え、年間計画策定により確実に実施 ・研修のあり方の見直し OffJTとOJTを組み合わせた実践的な研修協会事業、理念を理解でき、自ら育つという意識改革につながる研修外部有識者を招いての、外部視点を取り入れた研修 	・本部指定の研修については計画どおりの実施、なお、支部独自研修2件が 未実施で ある。 研修のあり方の見直しでは、OJT研修を実施した。なお、他の研修について もグループワークを活用しビジネス知識等の習得も行っている。 外部講師を招いての、外部視点を取り入れた研修は下期に実施する。	Δ

事業計画	実施状況/KPIの実績	上半期の結果
〇適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置	・毎月1日以上の有給取得促進をしている。前年との比較では、正規職員の1	
・標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置。 ・労働負荷の平準化により、有給取得促進、超勤管理の削減を進める	人当たりの取得日数は、1日と1/8時間から1日と3/8時間に増加。契約職員は1日と2/8時間から1日と1/8へ減少した。超過勤務時間は、15:36から5:33と減少した	0
〇費用対効果を踏まえたコスト削減等		
・競争入札の実施、消耗品などの適切な在庫管理による経費削減 ・複数年契約、まとめ払い、外部委託の活用などよる経費削減 ・調達審査委員会を開催し、契約の適正化を図る。調達結果についてはホーム ページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。	・競争入札は3件実施した。消耗品は必要数調査および毎月の在庫管理を行い、経費削減に努めるとともに、上期においては、事業所宛の封入封函業務等の業務委託を行った。 調達審査員委員会開催案件2件について、適切に実施し、契約の適正化を図った。調達結果についてはホームページにおいて公表している。	0